

トークサロン

草の根の市民自治を掘り起こそう！

2016年6月5日（土）

午後1時30分～4時30分

明石市男女共同参画センター 第1・2会議室

市民自治あかし

2016年度総会

- 1 開会のあいさつ
- 2 この1年の取り組みと活動の経過
- 3 新年度の活動の方針と具体的計画
- 4 会計と財政の方針、役員等の体制
- 5 閉会のあいさつ

記念講演

「市民がつくる財政白書」

講師 NPO法人 多摩住民自治研究所（東京）
研究員 石山雄貴さん

I この1年の取り組みと活動の経緯 (年表参照)

2015年度は、年初から4月末にかけての市長、市議ダブル選挙への対応が一段落し、泉市政2期目と、新しい構成になった市議会への対応から活動が始まりました。

中でも、議会基本条例施行2年目に入った議会改革については、近年にない10名の保守系最大会派の登場によって、施行したばかりの議会基本条例の趣旨がおろそかにされ、挙げ句には議会改革を後退させようとする動きが顕在化したことにより、議会基本条例の遵守を求める運動が1年を通じて最大の課題になりました。

また、こうした議会の動向が、1年間足踏み状態にあった住民投票条例の行方にも暗雲を投げかけ、秋になってようやく条例化の動きが始まったとたん、条例の最も重要な要件が土壇場でこっそりと市長によって改ざんされるなど、前代未聞の醜態が明らかになり、後半はこの追及に追われました。

年度後半からは施行6年目に入った自治基本条例の市民検証会議が始まり、基本条例の策定段階から注視し続けてきた市民団体をしてメンバーを公募委員として送り込み、基本条例に掲げた「市政運営の原則」と現実との乖離状態等の問題を、公式の場で議論の俎上に挙げていく取り組みを続けています。

このほか、年末に成立した「協働のまちづくり推進条例」への対応、18歳への選挙年齢引き下げに伴う選挙投票率のアップや市民の政治学習を選挙管理委員会と協働していく取り組みをめざしたり、初の市民活動団体実態調査への協力などにも取り組みました。

1. 議会改革と議員の資質向上を求める取り組み

市民自治あかしは、発足の当初から「議会改革と議員の資質向上」を活動の大きな課題としてきました。市民自治の自治体づくりを担う「市民」と「行政」「議会」の3つの担い手のうち、最も問題をたくさん抱える主体でもあり、2012年の明石駅前再開発をめぐる住民投票条例の直接請求に対する理不尽な否決で、その問題点をまざまざと見せつけました。

明石市議会は2014年4月に議会基本条例を施行し、議会の活性化と市民のために開かれた議会の実現を目的に掲げ、市民に対する説明責任を果たすことや政策立案と政策提言を積極的に行い、多様な市民意見を市政に反映させる議会運営に努めることも議会活動の原則に明記されています。また、議会が「言論の府」であることや「合議体」であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則も掲げています。

しかし、施行初年度から、議会報告会を「誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる」報告会ではなく、特定の団体と常任委員会とのクローズドな意見交換会をこっそり行ったことを議会報告会と標榜したり、議員間の自由討議や市民との意見交換を多様に展開する具体的方策を検討する気配もありませんでした。

4月の市議会選挙では、引退した議員を除いて、再立候補した現職26名全員が当選しましたが、改選されたのを機会に市民自治あかしは6月市議会に「議会基本条例の遵守を求める請願書」を提出しました。請願書の提出は、市民の参画を阻む議会に風穴を開けるためにも有効なアプローチになります。

議員の資質向上を図るには、議員として退場していただかねばならない議員を選挙で落すことが必要です。そのためには、議会改革を阻む議員をあぶり出し、議会の実態を市民の目に白日のもとにさらすことが必要です。その日常的取り組みが、議員としての資質を欠く議員を次の選挙で落とし、議会に新風を吹き込む新人を大量に送り込むことにつながります。

(1) 議会基本条例の遵守を求める請願の連続的、継続的提出

6月議会にはまず、「議会基本条例の遵守を求める請願書」を提出しました。具体的な請願項目を5点並べて、正面突破を図りました。

□□議会基本条例の遵守を求める請願（6月市議会提出）

1. 条例第4条2項は、議会に関する条例または規則で定めるすべての会議の原則公開を定めています。代表者会および議員協議会は、条例等で定められた会議ではありませんが、実質的に重要な調整・協議の場になっています。よって、これらの会議についても原則として市民に公開してください。
2. 条例第4条に基づき、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会活動に参加できる方策を具体化してください。請願および陳情の審議に際して請願・陳情者が説明し意見陳述するとともに、請願・陳情者が求めれば議員との質疑、意見交換する場を設けてください。
3. 条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる会合として運営してください。また、議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように開催場所も工夫してください。
4. 議案の審議、採決にあたっては、条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、賛成または反対の理由を明示して討論するように努めてください。
5. 条例第24条に基づく条例の検証・見直しは、さらなる議会改革を進めるために、市民参画の手続きに基づいた検証・見直しを行ってください。

この請願については、請願提出に際しての紹介議員の要請の中で幾つかの会派から文言の修正要請がなされ、会派の同意を得られるように文言の修正や一部表現の削除などを行ったが、最終的には賛成する議員のあった会派でも全体の賛同を得られませんでした。委員会審査では「部分採択」や「趣旨採択」を2つの会派が主張したものの、保守系真誠会（10人）公明党（6人）が「5項目セット」での採決を主張して、共産党（3人）と市民クラブ（2人）の5名の賛成しか得られず、不採択になりました。

請願項目は1つに絞り、連続的、継続的請願をめざす（9月議会）

こうした経験を経て、9月議会からは請願項目を一つずつに絞り、年4回の定例会ごとに毎回請願を継続していく方針を決めました。4年間で16回の請願を繰り返し、その都度議員との議論や意見交換を重ねて議会活性化をめざします。「請願や陳情は市民による政策提案と位置付け、適切かつ誠実に取り扱う」（議会基本条例第5条）と議会自らが定めている以上、請願を出すことによって市民との公式な対話を図ることができるからです。

9月議会には「議会基本条例の遵守を求める第2次請願書」と名づけ、6月議会での請願4項目目の「自由な討議による合意形成を図るために、採決にあたっては賛成または反対の理由を明示して議員間の討議をしっかりと行っただうえで採決をする」ことを求めました。

この時は紹介議員が前回の2会派から3会派に増え、本会議での採決も請願に賛成が10議員（未来創造、共産党、市民クラブ、自民党）へと倍増しました。しかし、真誠会（10人）と公明党（6人）

が反対し、本会議では反対討論も行わないまま多数で否決を押し通しました。民主連合も、委員会では当初「趣旨採択」を主張したものの、委員長の主導のもとであっさりと反対に転じました。

議会基本条例に明記した「議員間の自由な討議による合意形成の努力」「市民への説明責任」を果たすことを求めた請願に対して、反対討論もせずに、本会議ではだれ一人反対理由を正々堂々と述べることなく請願を葬り去るといふ、議員の役割を放棄するシーンが展開されました。

反対派の会派からは、議会基本条例に明記した「議員間の自由討議」の原則を見直すことを主張する動きも出ており、議会基本条例は施行2年目にして空洞化されかねない情勢にあります。

多数派議員との癒着で住民投票条例案を市長が一方的に修正（12月議会）

12月議会は別に述べるように、住民投票条例案を市長が一方的に修正する事件が起こり、これへの対応から議会に対しては「明石市住民投票条例議案は慎重に審議し、今議会では採決を見合わせ、継続審議にすることを求める請願」を行いました。

条例案の改ざんは、議会の多数派の動向に配慮して、市民への説明責任そっちのけで、直接請求の成立要件である署名数のハードルを一方的に高くした市長に一義的な責任はありますが、市民に見える議会の表舞台で議案の是非を議論するのではなく、市民の目に触れない水面下で市長に圧力をかけて修正させた議会多数派の対応は、議会基本条例に真っ向から反したものでした。

市長に対して「市民への説明」を求める要望書を提出し、請願書を提出した市民自治あかしの主張に賛同し、経緯の説明を市長に求める議員や会派もありましたが、多数派の議員はその要求を制止し、在住外国人の投票権や請求手続き等でさらなる修正を求めて条例案に反対し、全員一致での異例の否決に至りました。

結果的には、請願の主張通り条例案の可決にはなりませんでしたが、否決に至る審議の過程では委員会審議でも本会議でも、多数派議員はまともな理由を堂々と述べることを避けて、議会もまた「市民への説明責任」を回避しました。

市長の一方的修正という“敵失”に便乗し、究極の市民参画でもある住民投票条例の全面否定への動きが持ち上がっています。

「市議会だより」の抜本改革を求める請願で、議会の体質露わに（3月議会）

3月議会では、「議会だより」の抜本改革を求める請願書を提出し、審議の過程で明石市議会の議員体質の問題点がまた露わになりました。

定例市議会が終わるごとに全戸配布されている市議会の広報紙「市議会だより」が、議員の活動が全くと言っていいほど見えない編集が行われており、市当局の施策を説明する「第2広報紙」になっている問題を取り上げて、抜本的な改革を求めるものです。

請願では、具体的に「市議会だよりの内容と編集・制作の仕組みを抜本的に改善し、本会議と委員会審議の種別を分かるようにするとともに、発言議員名と発言主旨を明確にして、答弁内容は質問の主旨に対応した部分に絞って記述する」ように改革を求めました。すなわち、だれが、どのような観点から、どのように質問し、どのような答弁を得て議案の内容や行政の問題点をたどったのかが分かるように編集すべきだということです。

これに対し、請願を審査した3月9日の議会運営委員会では、議員間での質疑や討論をしないまま会派の態度表明を求めただけで採決。「議会内で当然行うべき改革だ」と未来創造明石と共産党の2議員が請願の採択を主張したが、真誠会と公明党、民主連合の議員が「発言者名や主張を掲載する必要はない」と請願に反対し、不採択になりました。（請願提出に賛同した市民クラブはこの委員会メンバーに入っていない）

審議の中で請願に賛成した議員からも指摘されたが、兵庫県内29市の中で、議会広報紙に発言議員名を記載していないのは明石と姫路、赤穂の3市だけ、12の町はすべて記載していることも明らかに

されました。

しかし、請願に反対した議員は一律に「市議会だよりは議会全体の取り組みを広報するもので、議員個々の発言は会派や個人で広報すべきだ」と主張。請願に賛成した議員は「同じテーマでも議員によって正反対の意見がある。議員の多様な意見や議論を市民に知らせるのは、当たり前のことだ」と促したが、議論はかみ合わないままに終わりました。

「市議会だよりは」は唯一最大の、市民への情報発信、周知を図る手段であり、他市の議会と比較しても抜本的改善が求められています。

委員会報告を受けた本会議では、市民クラブと共産党の2議員が請願採択に賛成する討論に立ったが、採択に反対した議員や会派はだれ一人反対討論に立たず、なぜ反対かの理由が何ら明示されないまま、数で市民の請願を押し切ることになりました。この請願を審議した議会運営委員会の委員長報告は、賛否の意見を全く紹介することもなく、賛成少数で不採択になったことだけを報告し、説明責任という言葉すら“死語”になっているとしか思えないあり様でした。

一昨年施行された明石市の議会基本条例では「議会が言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、合意形成に努める」と掲げていますが、議員の多様な意見を、市民に知らせることに背を向ける議員の多いことが、この請願審議を通じても明らかになりました。

連続的、継続的請願提出の意義と効果

議会の定例会ごとに年4回の請願書の提出は、かなりの労力を必要とします。

請願提出のタイムテーブルは、以下の通りです。

- ①請願内容の検討と文案のとりまとめ。
- ②請願提出日程等の議会事務局への確認と連絡
- ③紹介議員を要請するために、議会各会派への請願書案の提示と要請書の提出。説明。
- ④会派からの意向を受けての文言修正等の対応。
- ⑤請願書提出日前の、議会事務局への提出
- ⑥議案提案初日の本会議後の、正副議長、担当委員長への請願書提出（セレモニー）
- ⑦請願書の付託される委員会の審議日程の確認と、取り扱いを決める議運委の傍聴。
- ⑧請願書が審査される委員会での請願人代表の陳述（10分以内）と傍聴⇒委員会審査結果の報告
- ⑨請願書の本会議での審議日程の確認と傍聴の呼びかけ。
- ⑩本会議の傍聴と採決結果の確認。報告

事務的には、その都度の文書の整理と印刷、会派幹事長等への提出用封書の作成等、事務量も少なくありません。

しかし、これだけの手間暇かけての請願書提出の効果も、少なくありません。

- ①請願の中身や効果、議員や会派への対応を議論する過程で、議会運営の具体的な問題点や課題を市民が実践的に検証することになります。これを4年間で16回も繰り返すわけですから、市民力の向上効果はすこぶる高いのは大いに想像できます。今期議会では、まだ4回行っただけです。
- ②議会基本条例に掲げている「議会への市民の参加、参画」や「議会の市民への説明責任」「市民と議員、議会の意見交換」などを、市民側から積極的に働きかけていくことになるので、そうした議会運営の原則の履行を要請・要求するよりも効果の出現が早く、議会と議員に潜む問題点が分かりやすく、実践的につかめます。

③市長が提案した議案の論議を傍聴者として聴くよりも、市民自らが提案した議案（請願も議案として扱われる。要望書とは決定的に異なる）が、議会でどのように扱われるかを具体的に肌で感じ取ることができる。直接請求などによる市民提案議案には、請願とは比較にならない膨大な労力を必要とするが、請願なら比較的手軽に行える。議会基本条例には「請願、陳情も市民からの政策提案として扱う」と明記されています。

神戸市などでは、陳情も請願と同じく議案として委員会審議にかけ、陳情者の発言（陳情趣旨等）や議員との質疑も行うように運用されており、紹介議員を確保する面倒を省略できる方法をとっていることも参考にすべきだろう。

④16回の請願結果の議員の星取表ができることを想像しただけでも、楽しくなる。

「議員の通信簿」づくりは、各地で試みられているが、委員会をきちんと傍聴して記録を付けるなど膨大な手数が掛かります。16回の請願で16回の通信簿ができる。さらに議会改革に対する議員の資質が請願の提出や審議を通じて浮き彫りになります。3年後の市議選で議員選出の具体的な通信簿に結実させる、わくわくした胸の高まりを感じるではありませんか？

今年度もすでに、6月議会に「議会報告会の履行」に関する請願書を提出することを決めており、その準備中です。

（2）市民と議員の意見交換会の開催

「市民と議員の意見交換会」は2013年8月18日に男女共同参画センターで第1回を開いてから2回目の取り組みでした。2013年は議会基本条例の策定作業の大詰めを迎えた時期で、策定作業中の条例案と市民自治あかしから提言していた意見書をもとに活発な議論が行われました。この時の出席議員は当時の次世代明石2名（木下、中西）と政和会（樽谷）民主連合（宮坂）市民クラブ（永井）共産党（西川）の計5会派6名でした。

今回は昨年11月17日夜に市民会館で開き、改選後の3会派6名（共産党＝西川、楠本、辻本、未来創造＝中西、丸谷、市民クラブ＝永井）が出席し、市議会改革をめざす市民自治あかしから提案した5点にわたる問題的を踏まえて、市民と議員の意見交換を行いました。

論点整理の形で提起した5点は、いずれも議会基本条例の遵守を求めて請願した項目で、以下の通りでした。

- ①なぜ、議会基本条例の遵守を求める請願を行うのか？
- ②揺らぐ「議員相互の自由な討議」の原則
- ③骨抜きにされる「議会報告会」
- ④「原則公開」にこだわる理由
- ⑤議会からの「情報発信」とは何か？

この問題提起の中で、「議員相互の自由な討議の原則が揺らいでいる」ことに関連し、＜会派の意見一本化を強制する動き＞が議会内にあることについて、とくに取り上げました。この問題はその後、未来創造の会派に対する攻撃や、2016年度に入って早々の新しい会派構成が行われたあとも、一部会派を代表者会から締めだしたりする動きが顕在化するなど、市民としても看過できない事態が議会内部で起きています。

この時に市民自治あかしから示した論点を、再録しておきます。

＜会派の意見一本化を強制する怪＞

(2015年11月17日の市民自治あかしからの問題提起から)

議会内では現在、この原則に逆行した「会派での意見統一」を強制する動きもあります。

今年10月15日の議会運営委員会では、「会派についての確認事項」(2008年8月29日の会派代表者会での確認)についてあらためて再確認され、出席していた議長が「会派での意見一本化が守られなければ、議運委や代表者会で問題にする」と発言したと聞いています。

これには幾つかの問題点があります。

- ①議会基本条例では、第15条で「議員は充実した議会活動を行うために、政策を中心とした共通の理念を持つ議員で構成した会派を結成することができる」「会派は議会運営および政策立案等に関し、必要に応じて会派間の合意形成に努める」と規定されているだけです。会派の議員の意見を一つにまとめることは、前提とされていません。
- ②政党政治が基本となっている国政と異なり、地方自治体では政党政治が前提となっておりません。選挙時には中央政党の公認を名乗って立候補した議員以外は、有権者に対して選挙後の所属会派を明示して選挙に臨む候補者はいません。有権者は、会派の政策で投票したのではなく、議員個人への投票です。現実の会派は、上記の基本条例記載の趣旨とともに、毎年慣行で“たらいまわし”されている議会の役職(ポスト)配分をめぐって離合集散し、会派名や所属も1年ごとに代わるケースも珍しくありません。そのような「会派」に「政策や意見の統一」を求めることは、大きな矛盾をはらみます。
- ③市民と議員との関係でも、議員個々の意見を求める市民に対して「会派の意見」に逃げ込む、あるいは会派を「隠れ蓑」にして自らの意見を表明しない議員も多々見受けられます。「会派の縛り」を求める議員や会派は、そうした姿勢を正当化するために、他の会派に“縛り”を求めているのではないのでしょうか？
- ④7年前の「会派についての確認事項」を盾に、会派の縛りを求めることについても、幾つかの問題があります。一つは、この確認が行われてから7年間に2回の改選が行われており、当時の会派がすでに存在しないような“確認”が、今の時点で亡霊のように独り歩きしていることです。この間に議会基本条例が施行され、会派についても明記されている中で、確認するとしたら、基本条例15条の規定でなければなりません。また、今年初めて議会に入った新人議員が、公の議論なしに強制されるのも筋違いといえます。
- ⑤会派の問題は、単なる議会内部の問題ではなく、最も重要な「議員相互の自由な討議」を阻む議論として持ち出されているきらいがあります。「議員相互の自由な討議」という基本条例の規定自体の見直しも口にする議員や会派が出ている状況下で、議会基本条例のもっとも重要な部分の存在に係る問題ではないのでしょうか。

議会改革をめざす市民と議員の意見交換会での確認

この日の意見交換会では、最後に以下の4点を参加者で確認しました。

- ①自治基本条例に掲げる「市民自治の明石市政」をつくっていくために、市政をチェックし、市民の声を市政に反映する市議会の役割は、極めて重要である。
- ②市議会と議員は「あるべき市議会」「あるべき市議会議員」の実現を図り、自治基本条例と議会基本条例を遵守して、議会改革を進めることが必要である。
- ③議会改革には、市民の関心を高め、主権者市民が参加し、議員の自由な討議による合意形成を図る「開かれた議会」をつくっていくことが大事である。
- ④市民は市政と議会への関心をより一層高め、議会改革に関わっていこう。

(3) 明石市議会の活性化に関わる公開質問書

3月市議会が終わったあと、30名の全議員に対して「明石市議会の活性化に関わる公開質問書」を出しました。いずれも、請願書審査の過程で露わになった議会基本条例に反した議会の態度について意見を求めたものです。

- ①請願審査を付託された議会運営委員会が質疑、討論を行わないまま会派の態度表明が行われ、本会議では、委員長報告で不採択の理由がまったく説明されず、反対討論が一人もないまま不採択になった審議のあり方。議案への反対理由を明確にすることなく、採決で葬り去るのは市民への説明責任を欠き、「言論の府」「合議体」として議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努めることを定めた議会基本条例に著しく反した態度に思える。理由を示さず請願の採択に反対するということについて、どのように思うのか？
- ②議会運営に関する請願の審議にあたって、いきなり「事務局の見解」を委員長が求め、請願に反対する議員の多くが「事務局見解にも合った通り…」と事務局見解に依拠した発言を行いました。条例や法規の解釈ではなく、議会基本条例に沿った議会運営を行うように求めた請願に対して、事務局に依存した運営や発言を繰り返すのでは、議員による議会運営の主体性が疑われ、議会の存在意義を薄れさせかねません。このような委員会運営や審議の進め方についてどのような見解を持つのか？
- ③請願審議にあたって、請願者の10分間の陳述後、質疑はほとんど行われず請願者の発言を封じ、議員間の討議もほとんど行うことなく採決するのは、議会基本条例に定めた「議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則」（基本条例第3条）および「市民参加により、市民に開かれた議会を目指す」「議会の議決について、市民に対する説明責任を果たす」（同第2条）「請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、適切かつ誠実に取り扱う」（同第5条）の規定に反したことになります。これらの議会運営について、どのように考えるのか？
- ④市議会だよりの抜本改革を求めた請願に対して、請願採択に反対した複数の議員がインターネット録画中継やケーブルテレビの中継を挙げて、市議会だよりの役割を過小評価する発言を行った。これらの媒体の利用度は低いことや、カラー刷りで全戸配布している「市議会だより」の議会広報媒体としての機能の認識を問う。また、県内29市のうち議会広報に発言者氏名を載せていないのは明石と姫路、赤穂だけで、12の町議会はずべて載せている現状への見解は？ 「議会広報には、個々の議員の発言を載せない」ということの根拠と正当性を聞かせて欲しい。

これらの質問に対して、回答を寄せたのは、未来創造（4月末まで）の中西礼皇、丸谷聡子議員と市民クラブの永井俊作議員の3名だけでした。一部議員にはメールで督促しましたが応答はありませんでした。

請願に反対した議員からの回答がないことは「想定範囲内」のことでしたが、このような現状に今後どう対応していくかの議論が必要です。また、面倒でもこうした意見表明を求めていくことの重要性も再確認しました。

2 住民投票条例案の重要部分を一方的に修正、条例制定先送りへの取り組み

常設型住民投票条例は自治基本条例に制定を明記した3つの条例の一つです。市民参画推進条例は基本条例施行後すぐに制定し、協働のまちづくり推進条例は検討委員会を早々と立ち上げたものの答申と条例の具体化が遅くなり、昨年12月議会で成立し今年4月に施行されました。

しかし、住民投票条例は検討すら始まらなかった中で、2012年の駅前再開発に関わる住民投票を求める直接請求は地方自治法に基づく直接請求せざるを得ず、議会の反対で実りませんでした。そのような経緯の中で、2013年8月によろやく市民が参画した住民投票条例検討委員会が発足。1年3カ月の慎重な審議を経て2014年10月に答申書が提出されました。

検討委員会の審議の中で最も時間を費やした重要な論点が、住民投票の請求に必要な署名数の要件でした。最終的に「6分の1」と「10分の1」の主張を調整する形で「8分の1」が全会一致でまとまった経緯があります。住民投票を「絵に描いた餅」にせず、実質的に市民が使える条例にするための議論の結果でした。

1年遅れての条例素案の公表、パブコメのあとこっそり修正し議会に提案

市は当初、検討委員会の結論を得た時点で、2014年秋に条例案をまとめてパブリックコメントを行い、同年度中に条例を制定する方針でしたが、11月になって在日外国人の地方参政権に反対する一部団体等の圧力を受ける中で年度内の制定を先送りしました。

2015年4月に再選された市長は早期の条例制定を口にしていましたが、条例素案を公表したのは10月初めでした。パブリックコメントに付されたこの時点では、請求署名数の要件は答申通り「8分の1」としており、市民は署名数の要件「8分の1」の素案に基づいてパブリックコメントに応じました。

ところが、12月市議会に提案された住民投票条例案は、市民に何の説明もないまま、先に発表した条例の素案と異なる内容へ修正されていました。条例で最も重要なポイントである「住民投票を市民が請求する際の必要署名数」が、条例の検討委員会答申や素案では「8分の1」となっていたのを「6分の1」とし、市民が住民投票を請求する際のハードルを高めていたのです。

条例素案発表の際に、泉房穂市長が「広報あかし」10月1日号で「幅広く市民の意思を市政に反映させることができるよう、発議に必要な署名数を8分の1とし、他の自治体と比較しても住民投票を発議しやすい要件とした」と、自らの顔写真も添えて説明していました。署名数の要件はこの条例の最大のポイントで、検討委員会でも「6分の1」案と「10分の1」案を調整する形で「8分の1」に全員一致でまとまり市長に答申され、条例素案はこの答申に沿ったものでした。

条例素案に対するパブリックコメントの結果は条例案が議会に提出されたあとの11月30日に公表されましたが、これによると8名から18件の意見が寄せられていました。この中には「6分の1」への修正を求める意見は1件もなく、必要署名数については「10分の1」へハードルを下げるように求める意見が2件ありました。市は「総合的に判断した」と考え方を述べ、別の意見に対して「条例案と同一の内容を素案として意見公募を行っている」としています。

なぜ、議会への提出直前になって、市民に説明もしないまま、「6分の1」に修正されたのか？

私たちは11月30日に、一方的な修正に対する抗議と市民への説明、および答申通りの再修正を求める要請書を泉市長に提出しましたが、今日に至るまで回答がありません。市議会の本会議では、質問に対して市長は、「市民の意思」(答申)と「議会の意思」(9月議会での委員会審議での発言)を(市長が)調整したと繰り返すのみでした。

公式には一切の説明が未だに行われていませんが、真相は、議会筋への条例案の“根回し”の過程で、「8分の1」では条例案は通さないという多数会派からの強い圧力があり、最終的に「トップ」の判断で条例の成立を優先して、急きょ修正したようです。

市議会に提案したうえで、議員から修正意見が出て、議会での議論の末に修正または条例の先送りになるのならそのような議論の可否を市民が判断できますが、市民に公にした案を多数会派との“裏取り引き”でこっそり修正することは、自治基本条例や議会基本条例に反し、二元代表制の意義を根底から損なう、不明朗な対応です。

多数派議員はさらに追い打ちし、条例案を異例の“全員一致”で否決

議会内の一部議員からは、住民投票条例検討委員会が答申したところから、「署名数の要件が少なすぎる」「署名期間の2カ月は長い」「署名に押印不要はおかしい」「在住外国人に参政権を認めるのはおかしい」など、市民の発議要件を高くするように求める意見があったのは、承知しています。在住外国人の参政権反対を主張する団体や一部議員は一昨年秋、市に圧力をかけ条例案の提出を1年先送りさせた経緯もあります。

したがって、答申に沿った条例案が提案された場合に議会審議が難航するのは、当初から想定されていました。しかし、市は答申に沿った素案を発表し、12月議会への議案提出直前までその方針で作業を進めていたのが、土壇場でひっくり返ったこととなります。

6年前に施行された明石市の自治基本条例には、市長の責務として「公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない」「市民ニーズを的確に判断し、説明責任を果たさなければならない」（第10条）と明記されています。重大な変更を市民に説明も行わず、議会の裏舞台で不明朗な取引を行うのは、明らかにこの条例に反しています。

市は「8分の1」では市議会多数派の賛成を得られず、条例の早期成立を図れないことを「唯一の理由」に挙げていますが、自治基本条例が施行されて6年目に入るまで条例制定を放置してきた挙句の言い分としては、到底市民の納得を得られません。市議会の市民の目に触れる場で、堂々と議論するべきでした。このような水面下での取り引きは、議員にとっても昨年施行した議会基本条例に反するやり方です。

私たちはこうした経緯のまま、条例案が可決されることがあってはならないとの観点から、12月議会冒頭に「住民投票条例案の慎重審議と継続審議にしよう求める請願書」を提出しました。総務常任委員会では、市民クラブから継続審査にしよう提案がありましたが、この提案は少数で否決のあと、条例案は全員一致で否決されました。続く本会議でも「請求要件の署名数に関する不明朗な変更経緯」について解明することなく、全員一致で条例案を否決（1名退席）しました。

今議会でこの条例案を可決しないように求めた請願の趣旨と結果的には重なるにもかかわらず、請願は賛成少数で不採択にしました。本会議では4会派4名の議員が議案への反対討論に立ち、うち3名は不明朗な変更経緯について市長の対応を批判し、市民への説明責任を果たすよう求めましたが、条例そのものに否定的な発言を繰り返していた会派や議員は、その趣旨や条例反対の理由を明らかにすることなく、条例案の採決では反対しました。

市議会の異例の「全員一致の否決」は、住民投票条例と市長の一方的修正に対する意見が全く正反対の議員が“呉越同舟”で否決に動いた結果です。本来なれば、住民投票条例案の中身についての賛否と、答申内容を勝手に修正した市長の対応を真正面から議論したうえで、議案の差し戻しを求めるか、継続審議にして本格的な議論を行うべきでした。その意味では、議会の審議機

能や、市民への説明責任を欠いた議会運営がここでも行われたため、市民には分かりにくい「全員一致の否決」になりました。

否決後の対応と、議会多数派の思惑

12月議会終了後、市民自治あかしは年末押し迫った28日に市長に要望書を提出し、答申を尊重した条例案の早期再提出を行うとともに、一連の経緯について市民に説明する場を速やかに設けるよう要請しました。

しかし、年明け後も市長からは全く説明も回答もなく、3月議会では「慎重に検討したい」と答えるのみで、早期再提出の意思を明らかにしていません。

この問題は、市長の不明朗な姿勢だけでなく、早期制定の責務は市議会にもあります。住民投票条例の制定を明記した自治基本条例は、市議会のほぼ全員一致で可決成立しており、条例制定の責務は議会にもあります。住民投票についての「市民の発議権」を定める条例に対して、市民の発議権をできるだけ抑制しようとする議会内勢力との葛藤がこの問題の本質と言えるからです。

議会基本条例を制定しながら、基本条例に沿った議会運営をおろそかにしようとする「議会改革消極派」の姿勢が、「究極の市民参画」ともいえる住民投票条例にも色濃く影を落としています。

そうした動きは3月末に発行された保守系最大会派「真誠会」（10人）の会派広報紙「真誠会レポート」に表われました。「明石市に住民投票条例は本当に必要か？」と題したものです。

「住民投票で市民に判断してもらうことは、議会の議決権を市民に委ねることになり、議会の「職務放棄」になりかねない。議会が間違った判断をした場合には、リコールや次の選挙での審判、地方自治法74条による直接請求もできる。（在住）外国人に投票権を与えるのは外国人参政権が違憲であること、尊重義務にすぎない住民投票に多大の公費や労力を費やすのか？ 押印不要の署名は簡素化しすぎであり、本人確認が不可能一などの反対理由を挙げています。

そのうえで、自治基本条例が定める5年に一度の検証で、常設型の住民投票条例が必要かどうか慎重に議論していく、と記しています。

こうした主張には、事実誤認、憲法や地方自治法の曲解・誤解、自治基本条例や市民参画に対する反対、議員の驕りなどが垣間見えますが、詳細はあらためて全面反論する中で示していくこととしています。

この会派に属する議員の中には、真っ向から自治基本条例への嫌悪感、反対を口にする議員もおり、住民投票条例への全面的否定論は彼らの体質を問題にしているために好都合でもあります。住民投票条例のみならず、議会基本条例を骨抜きにしようとする動きと軌をいつにするものであり、議会改革、明石市議会の大掃除の焦点になっていくものと思われま

「住民投票条例案」否決後の対応に関する明石市長への要請書（12月28日）

11月30日付けで貴職宛に提出しました「住民投票条例案についての抗議と修正を求める要請書」に対して、何らの対応のないまま、かつ市民への説明責任が果たされないまま、12月22日の市議会本会議では出席議員の全員一致で同条例案は否決されました。

私たちは12月14日の総務常任委員会での条例案と請願審議にあたって陳述した際、継続審議または議案の差し戻しあるいは撤回を市長に求めるように要請しましたが、議会は請求要件の署名数に関する不明朗な変更経緯について解明することなく、全員一致で否決しました。本会議では4会派4名の議員が議案への反対討論に立ちましたが、うち3名は不明朗な変更経緯について市長の対応を批判し、市民への説明責任を果たすよう求めました。

市長にとっては、議案提出直前に議会多数派議員の圧力に屈して署名数の要件を厳しくするよう議案の内容を変更し条例の可決成立を図ったにもかかわらず、迎合した多数派議員からも裏切られた結果になり、二重に「不名誉」な結末になりました。総務常任委員会で否決されたあと、速やかに議案を撤回し、市民に経緯等を説明した後、次の議会であらためて条例案の出直しを図るための名誉ある機会を逸失されたことが残念です。

1 2月議会で明らかになったことは、議会内には住民投票条例の制定自体に否定的な議員が存在し、自治基本条例に定めた「市民の市政への参画」を保障する制度に反対する議員が存在することでした。また、署名数の要件だけでなく、署名収集期間や署名に際して押印不要としたことにも反対し、在住外国人に投票権を与えることにも反対している議員が多数にのぼることが明らかになりました。ただ、これらの主張をする議員や会派も、討論に立ち明確な意見を述べたのは民主連合だけで、多数派を構成する真誠会と公明党は討論にも立たないまま、反対しました。

検討委員会の答申に沿った条例案を提出しても、当面はこうした議員と会派が反対し容易に可決に至らないことは、私たちも承知しています。だからといって、こうした議員と妥協して市民が事実上使用できない、使いにくい制度をつくってしまえば自治基本条例の趣旨に反します。

政策について、「市民の意思を反映した市長の意思」と「議会の意思」が対立するのは二元代表制である限りあり得ることです。その2つの意思を真っ向から議論し、合意形成へ向けての努力を市民の目に見える場で行うことが、本来の二元代表制です。本会議で市長が繰り返し答弁したように、市長が「市民の意思」と「議会の意思」を調整することでは決してありません。潔く発言の撤回、訂正を求めます。

条例案否決後の対応について、新聞報道では市長は「悩ましい」「今は言えない」として、条例案の再提出について何も語っておられません。私たちは、すでに自治基本条例施行後6年を経ていること等を考えると、市長は“違憲状態”を解消するためにも速やかに、検討委員会の答申に沿った条例案の再提出を進めるべきであると考えます。

1 2月議会で住民投票条例案は否決されましたが、市民は「市民の意思」を反映した条例を早急に制定したいと願っています。本会議で市長は「個人的には（6分の1とは）別の思いを持っている」と、答申通りの条例案を出したかったと読めるような心情を述べ、早期に制定する責任があると発言されました。条例案の審議が付託された総務常任委員会では35分、本会議では24分のわずかな審議で、意見の異なる条例案の中身についてのまともな審議が行われることなく否決した議会の対応が、今後は新たな問題になります。

今こそ「市民の意思」に沿った「市長の意思」を市民に伝え、そのうえで、議会のオープンな場で、条例案の中身について正々堂々と議論され、市民の審判を受けるべきであると考えます。

以上の観点から、以下の3点について確認と対応を要請します。

また、この3点について、市長が市民に直接説明する場を速やかに設けることを求めます。

1. 自治基本条例に定めた市長の責務、および住民投票条例の制定に対する責任を果たすことについて確認すること。
2. 住民投票条例案が議会提出の直前になって、署名数要件の変更を行った経緯について市民への説明責任を果たすこと。
3. 住民投票条例検討委員会の答申を尊重し、早期に条例の制定を図ること。

以上

3 協働のまちづくり推進条例への取り組み

協働のまちづくり推進条例は自治基本条例に定めた3つの条例制定の一つだが、2011年2月に検討委員会を発足させたものの、昨年2015年7月に最終提言書が提出されるまで足かけ5年間に及びました。

中間まとめ案は1年半後の2012年11月にまとめて公表されましたが、その後3年間、松が丘、江井島、魚住の3小学校区での「協働のまちづくりの仕組みモデル事業」を実施する間は委員会は休止し、並行して行政内部での条例案づくりが行われて、2014年7月から検討委員会を再開し4回にわたる条例案の審議を経て提言書が提出されました。

こうした作業と並行して、市内28の小学校区における協働のまちづくり組織の立ち上げが進められ、2012年4月に従来の財団法人組織を分割再編して発足した一般社団法人明石市コミュニティ創造協会が各校区の組織づくり支援に関わっていきました。2015年にはすべての校区での協働のまちづくり組織の立ち上げが完了し、同年12月議会での条例制定とともに新しい段階に入りました。

もっとも、現実の「協働まちづくり」を進めるうえでは、いくつもの問題点があり、市民自治あかしも提言書や条例案に対して意見書を出すなど、地域に潜在する諸問題と併せて議論し、問題提起をしてきました。

2015年度には8月22日と9月29日の2回にわたって勉強会を開催し、市民自治あかしのメンバー以外にも関心のある市民にも参加を呼び掛けました。8月の勉強会は、コミュニティ推進部の岩崎充臣・市民協働推進室長はじめ課長ら担当職員6名が出席し、条例案について報告する出前講座として地域の課題を踏まえた率直な意見交換をしました。また、9月の勉強会は、コミュニティ創造協会の澤井康樹常務理事、柏木登起事務局長を招いて、28校区における協働のまちづくり組織の現状と課題等について説明を受け、意見交換しました。

条例案は12月議会に提案されましたが、委員会審議も含めてほとんど議論らしい議論が見られず、住民自治、市民自治の基礎になる協働のまちづくりの課題と推進策について議会内部でも認識が浸透していないことが明らかになりました。2015年10月に行われたパブリックコメントの意見募集では、12名から53件に上る多彩な意見が寄せられ、条例素案が修正されたことも少なくありません。市民の関心や意見に比べると、議会内部の意見や議論が低調であったことに大きな危惧を感じます。

自治基本条例の策定過程や、協働のまちづくり推進条例検討委員会の審議と提言書を通じて、協働のまちづくりが小学校区単位の「身近なまちづくり」に焦点が当てられ、大きなまちづくり、小学校区を超えたまちづくりの課題について、明石市はどのような参画と協働の仕組みを整えていくのかという課題が全く見えていないことが大きな問題です。条例の中では、分野型市民活動への支援も触れていますが、具体的な支援のあり方や市民活動支援センター一つとっても具体化が足踏みしていることなど、問題点も多い。

4 政治を身近に感じる市民講座への取り組み

選挙権年齢を戦後70年を経て、この国でもようやく18歳に引き下げられることが決まったのに併せて、市民の政治意識を高める市民講座を行うことを議論してきました。新年度に入って、選挙管理委員会とタイアップして投票率の向上もめざす、とくに若者向けに政治を身近に感じる講座を開こうと、選管との折衝を重ねてきました。

明石市にはかつて、和田鶴蔵氏という“名物選管委員長”が居ました。1967年（昭和42年）10月～1987年（同62年）の20年間在任した神戸大学教授の憲法学者です。神戸大学教育学部の助教授（当

時)のときに、衆院選で明石市議が絡む汚職事件が発覚し、小学校教諭時代の教え子だった市議3人から「体質改善にはこの人しかいない」と選管委員長就任を要請され、就任しました。

6カ所あった開票所の1カ所への統合。投票所を徐々に増設し、就任時の31カ所から59カ所に増やした。代理投票記載所の設置、新式の点字器の導入、選挙事務の効率、公平化にも力を入れた。こうした選挙事務の改革に加えて、和田委員長が何よりも大事にしたのは「和田教室」と言われた政治教養市民講座だった。

市選管主催の講座で、毎月1回、市役所の会議室などを会場に憲法や地方自治法など法律の大切さを説き、選挙における日常啓発に努めた。和田教室は17年間におよび、これ以外にも他の講師を招いた「市民教養大学講座」も14年間続いた。この講座は毎年昼の部10回、夜の部6回と市民が参加しやすいように工夫し、年間1300人の市民が参加、和田教室も年間の参加者数は延べ3500人にのぼったと記録にあります。

和田委員長が80歳で退任後も、市民教養大学講座は2012年まで続き、2013年は政治講座、2014年は政治教養講座の名称で継続しています。昨2015年度は生涯学習センターで10月から12月まで3回、「今日の憲法問題」(塚田哲之・神戸学院大学法学部教授)「民法にまつわるホットな話題」(嵩原安三郎・弁護士)「日本的雇用慣行の変化」(岡本弥・神戸学院大学経済学部教授)を開催(定員各80名)しています。

このような実績のある明石市選管とタイアップし、市民団体が中心になって開催する「市民政治講座」に選管も協力・協働していけるのではないかと、昨年5月から選管事務局長と折衝し、選管委員長との面談を求めました。①和田鶴蔵元委員長時代の講座に関する詳細な資料や選管の市民講座の経緯に関する資料提供 ②明石の選挙の足取りに関する資料提供 ③選挙投票率のアップへ、市民自治あかしが行う市民講座への選管の後援一等について、選管委員長と直接面談したいと要請しました。

①②については半月後に詳細な資料の提供を受け、選管委員長との面談と③の要請の実現について協議を重ねました。8月に入って、市民自治あかしから「政治を身近に感じる市民講座」の具体的な企画案を提出し、委員長との面談を求めましたが、ちょうど選管委員の入れ替えや委員長の交代時期とも重なり、12月1日になって新しく就任した森田尚敏委員長と世話人5名が面談し、意見交換しました。

森田委員長とはその後2月4日に再度面談し、当方からの要請についての回答を得ました。選管委員4名の協議では、委員の一部から市民団体との協働についての慎重論も出たようで、委員長は「要請の趣旨は理解しているが、選管と一緒にやることは難しい。どのような形で協力できるかは、具体的な講座の内容などを見て検討したい」と話しました。

当方としては、自治基本条例に掲げた「市民と行政との協働」の一環として、お互いの立場を尊重しながら、やれる範囲で協働できたらと再度要請し、具体案がまとまれば、「後援」とか「市民への広報での協力」などを検討していただきたいと要請しました。

世話人会で具体案を検討中ですが、これまでの議論では、下記のような案が出ています。

- ・全市を対象にしたメインの講座とともに、地域講座も並行する。
- ・政治を身近に感じるためには、講座が「身近で」行われる必要がある。最優先したい。
- ・市内各地域(例えば二見、魚住、大久保、西明石、本庁地区、明舞、松が丘地区)での、地域の持つ課題等をテーマにしなが、身近な講座開催を検討する。
- ・月1回の頻度で、これを3回(3周期)繰り返す。
- ・講座のテーマについては、
身近な政治、市民マニフェスト選挙、市民の参画、市民の協働、情報の共有、議会改革、財政学習、その他より具体的な課題について、班の主体性で班ごとにテーマを設定する。
- ・その成果を資料として積み上げ、回数を重ねることで、活動資源として活用する。

- ・「身近な政治」の成果を評価する目安として、市民自治あかしのメンバーを増やすことや、支援・協力者などのネットワーク構築に注力する。
- ・地域ごとの講座は小規模であっても、理論や実践構築のためには、必要に応じて学識経験者や市民活動家を招き質の高いものを求める。

5 自治基本条例5年検証への取り組み

明石市自治基本条例はその最後の第38条で「施行後5年を超えない期間ごとに…市民参画のもとに見直す」ことを明記しています。私たちは5年目に入った時点で、市長に見直しの履行を求めましたが、6年目に入った昨年7月になってようやく、市民検証会議を設置することを公表し、公募委員の募集をしました。

しかし、この募集告知については「公募委員の募集」を告知しただけで、市民検証会議の内容や委員会の構成、今後の展開スケジュール等、検証会議を設置したことに関する説明がほとんどありませんでした。ほかにも、検証会議の位置付けや委員の構成、検証スケジュールについて数々の疑義があったため、市民自治あかしは8月10日、以下の4点についての意見書を提出し、市長との面談による説明を求めました。

<8月10日付提出の意見書 意見書4項目のみの再録>

①市民検証会議委員の募集告知について

7月15日付け広報あかし、同日付けで告知された市のHP、7月13日付けで記者発表された「記者提供資料」のいずれも、公募委員の募集についての告知であり、その前提となる「自治基本条例市民検証会議」を設置するとは書いてありますが、検証会議の内容、すなわち位置付けや委員の構成、検証課題の内容、設置期間や運営のスケジュール等が一切明示されていません。

自治基本条例は明石市の最高規範であり、検証会議の設置はいわば「憲法見直しへ向けての検証会議」を設置するという重大な機関であることが何ら説明されていません。

これでは、応募する市民にとっても、委員の持つ意味が正確に理解されないだけでなく、本来は公募委員の募集よりも検証会議設置を広報することがより重要であるという大事なことが本末転倒になっています。

学識者委員等、委員会構成メンバーがまだ確定していないという事情から、検証会議設置の具体的内容の開示を後回しにしたとすれば、後先が逆になります。速やかに、検証会議の内容について広報されますよう提案します。

②検証会議の位置付けと役割について

公表された資料では「明石市自治基本条例に基づき、条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検証するため…」と設置目的を記載しています。「委員の役割」についても、同じことが検証の課題であることを記載しています。

これを読めば、まるで自治基本条例がその後の状況下で本市にふさわしくないという認識のもとに検証する”後ろ向き”の検証会議と錯覚されかねません。

基本条例第38条(条例の検証及び見直し)では、「市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする」と書かれています。さらに逐条解説では、これを補足して、以下のよう
に検証・見直しの趣旨を明記してあります。(下線は意見書提出者)

自治基本条例は、①議論し尽くされていない積み残された課題もあることや、②国の地方自治制

度の改革や、そのときどきの社会情勢にあわせた修正、そのときどきの地域の問題や市の課題への対応などの必要もあること、③本条例の内容等が、市民、市議会、市長等、市職員に正しく理解され活かされているかということも重要なことです。

また、①関係する条例が整備されているか、②市の条例や政策が本条例の内容に沿ったものとなっているか(参照、第3条)など、本条例の趣旨が最大限に尊重されているかを検証し進行管理を行う必要があります。

そのため、本条例が明石市にとってふさわしいものであり続けているかどうかを、5年を超えない範囲で定期的に検証と必要な見直しを行うことを定めています。

検証の趣旨は「条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検証するため…」という舌足らずで、誤解を受けかねない表現ではなく、逐条解説に記載された上記の趣旨を正確に市民に伝えたいと、その検証に関わる委員を募集するべきではないでしょうか。すなわち、検証会議の役割は、5年を経過した自治基本条例がその趣旨に基づき、きちんと運用されているかどうか、市政運営の3つの大原則が市政の中にしっかり根をおろしているかどうかの検証が極めて重要になります。

したがって、1に述べたように、まず検証会議の趣旨と役割、検証課題を条例第38条に基づいて、正確に市民に周知することが何よりも必要かと考えます。委員の募集段階からミスリードするようなやり方は、自治基本条例に反した行為になりかねません。

③検証会議委員の構成について

事務局に8月5日照会したところ、検証会議の委員メンバーは、2007年に発足した自治基本条例検討委員会に準じて、学識経験者2名を正副会長にして、各種団体の代表者等に公募委員を2名加えるということのようでした。具体的な候補者は挙がっているが、まだ確定していないという説明でした。

上記の条例第38条第2項では、「検証・見直しは、市民参画の下で行われなければならない」と定めており、逐条解説では「検証と見直しに当たっては、市民主体による第三者機関など、市民参画の下で行われるべきこと」と説明しています。

このような趣旨から「市民検証会議」と名称をつけたことはそれなりの配慮が行われたと評価しますが、肝心の委員構成が旧態依然の各種団体の代表者を並べて、お添え物のように2名の公募委員を入れるのでは、「市民検証会議」の名前が泣きます。市長も昨年11月の市民マニフェスト検証会議や、今年の市長選挙に際して当団体が開催した市長候補者による公開討論会においても、「審議会等の改革、メンバー構成等に実質的に多様な市民をたくさん入れる方向へ努力したい」と明言されています。

自治基本条例は施行後5年を超えますが、この間、市が主導する形で市民が基本条例について考える機会をほとんどつくっていません。ようやく市のHPに「自治基本条例」のフラッグが控えめに表示されるようになりましたが、この間、市は基本条例に明示した市政運営の原則と現実の行政がどのように整合しているかの検証等も全く行われた痕跡がありません。

このような中で、各種団体の代表者らで構成する市民会議に検証を求めても、的確な意見を、短時間で得られる可能性は極めて薄いと想像されます。「市民会議」の名称にふさわしく、この問題に関心を持つ多様な市民が、さまざまな観点から意見を出して、条例の趣旨に沿った5年間の検証を行えるメンバー構成や運営にすることが不可欠です。

④市民検証会議の期間等について

委員の公募要領の中では、「会議は平成28年3月までの間に、合計4回程度開催を予定しています」と記載されています。事務局への照会では、スタートは10月ごろになる予定ということで

すから、6ヶ月間で4回の会議で報告書を求めることとなります。

このスケジュールでは、検証会議の委員が前述した検証課題を一から議論して抽出するのではなく、事務局から早々と報告書の原案等が示され、委員は頃に意見を言うだけの、形ばかりの検証会議になる恐れが十二分にあります。

検証は少なくとも第38条の9逐条解説にあるように、基本条例の掲げる市政運営の原則に照らして、5年間の市政がどのように整合してきたのかを具体的に検証する必要がある、市の条例や施策が基本条例に沿ったものになっているかどうかの検証が必要です。

委員の選考も、こうした課題と任務に対応できるメンバーを選ぶ必要があります、それに必要な審議期間を十分取る必要があります。そうでなければ、形ばかりの検証会議で”お茶を濁す”と受け取られても仕方ありません。

以上のような意見書を提出するとともに、期限が迫る公募委員の募集に対して市民自治あかしのメンバーから2名が応募し、1名（世話人代表の松本）が公募委員に就任しました。学識者2名（正副会長）と公募委員2名のほか各種団体代表等の市民3名が加わり、計7名の委員で10月8日から検証会議が始まりました。

第1回会議の冒頭、先の意見書で示した「検証の内容」について「5年を経過した自治基本条例がその趣旨に基づき、きちんと運用されているかどうか、市政運営の3つの大原則が市政の中にしっかり根をおろしているかどうかの検証が重要である」ことを主張し、その後の会議の基調になりました。

また、会議録のあり方についても、当初提案されていた「発言者氏名を記載しない」ことに異議を唱え、住民投票条例検討委員会のとくと同様に、会議録には発言者氏名が明記されることになりました。明石市の諮問機関の委員会等の会議録については、HPに公表されているものの、発言者氏名が秘されていることが多く、委員会審議についての市民の理解をより深めるためには、すべての会議録では原則として発言者氏名を明記するように運用を変えるべきであると思うからです。

検証会議の審議期間についても、すでに5月13日までに4回を重ねており、11月下旬まで9回の会議が予定され、当初市がもくろんでいた6ヶ月間で4回の会議で報告書を求めることは実質的に大幅是正されたこととなります。

検証会議は現在、市の内部で行った検証結果を分野ごとに順次再検証する形で活発な意見交換が行われています。

検証分野は、市への要望や苦情への対応、行政オンブズマン、危機管理、法令遵守と公益通報、総合計画、国および他の地方公共団体との関係、組織、行政手続き、政策法務はこれまでに討議を終えました。7月からは財政、行政改革、評価システム、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有等が予定されています。（次回第5回会議は7月7日午後3時～）

6 その他の取り組み

その他、年度当初には建設が進む駅前再開発事業や、アスピア明石のその後の経営状態、財政に関する学習会等の取り組みが挙げられていましたが、いずれも取り組めないままに今後の課題として持ち越しました。

このうち、財政問題については、今総会の記念講演で懸案の「市民がつくる財政白書」を取り上げ、今後の活動に生かしていきます。

Ⅱ 新年度の活動の方針と具体的計画

1. 議会改革の取り組みを重点課題として、継続的に取り組みます。

- ①定例会ごとに「請願書」を提出し、議会改革への提言を行います。
6月市議会には「議会報告会は、議会基本条例の趣旨に沿って、すべての市民が参加し、市民と議員がじっくりと意見交換できるよう、年複数回、開催地域も変えながら実行して下さい」という主旨の請願を提出します。
- ②市民と議員の意見交換会を継続して開催します。
- ③議員への公開質問書を波状的に提出し、回答結果を公開し、議員の対応の周知に工夫を凝らします。
- ④他市の議会運営について、比較研究と調査に取り組みます。

2. “住民投票条例つぶし”への動きに敢然と対応します。

- ①住民投票条例検討委員会答申書の内容に沿った条例の制定を求め、市長等に働きかけます。
- ②市議会の保守系最大会派「真誠会」の会派ニュースによる「常設型住民投票条例の制定不要論」に対し反論し、自治基本条例、議会基本条例に反した行動の糾弾を始めます。
(大型ニュースの作成と大量配布等)
- ③自治基本条例の「5年検証」を通じて、基本条例の浸透と現状の乖離を明らかにしていきます。

3. 「政治を身近に感じる市民講座」(仮称)を具体化し、取り組みます。

- ①「全市的に呼びかける講座」と「地域ごとの課題を発掘し、すそ野を広げることを目標とした講座」の両面作戦で検討します。
- ②選挙管理委員会の「後援」も視野に置き、政治を身近に感じるための問題提起とトークサロンのような企画を考えます。例えば「地域と政治カフェ」など。
- ③地域ごとの講座を地域単位で検討していくために、市民自治あかしの会員や賛同者名簿を世話人会で共有し、地域集会や講座の呼びかけに活用します。
- ④市議会の活動が「市民の目に見える」ようにするために、市民に議会傍聴を呼びかける「議会ツアー」や「議会見学会」等を計画します。他の市民団体にも協働を呼びかけるとともに、議会にも協力を要請し、明石ケーブルテレビなどにも協働・協力を呼びかけます。

4. 個々の政策とビジョンや計画との乖離、整合性などについて検証を深めます。

自治基本条例の「市政運営の基本原則」が市政の各分野で生かされているかどうか？について、市民検証会議の検証とも連動して以下のテーマ等について具体的方策を検討します。

- ・生涯学習センターと男女共同参画センター、高齢者大学、芸術文化振興財団等の「アスピア3フロア」の一体化と運営の指定管理委託への動きが進められているが、その妥当性を検証します。
- ・生涯学習ビジョン、同基本計画、同プラン等と現実の施策の整合性は？
- ・文化芸術振興条例や同ビジョン、基本計画と実際の施策の整合性は？
- ・環境基本計画や各種条例と施策の整合性は？
- ・協働のまちづくり条例と協働のまちづくり組織の実態が整合性を有しているかどうかについても、検証していきたい。

5. 今後浮上してくる重要な市政の課題への対応

以下のテーマについて、調査研究と具体的取り組みを検討します。

